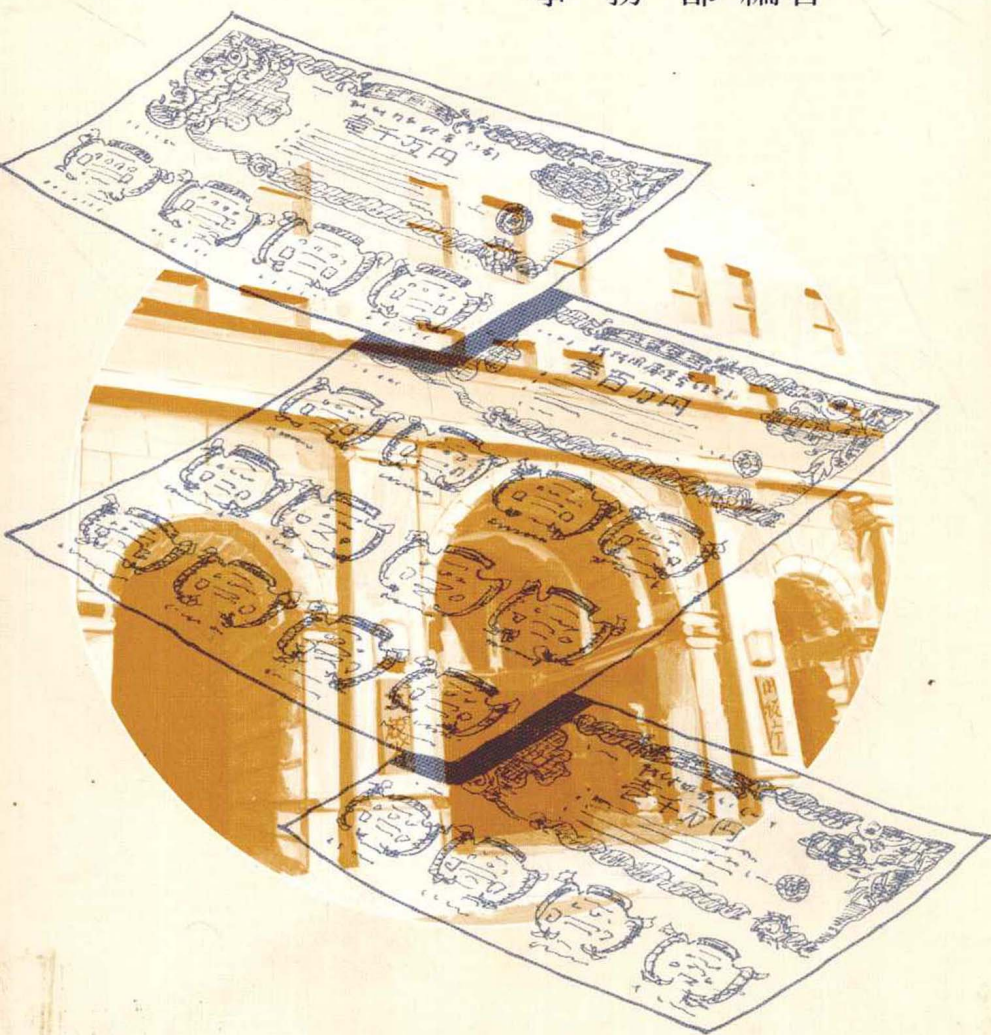


国債窓販の税務

全国銀行協会連合会
事務部編著



経済法令研究会

国債窓販の税務

1983年6月20日 初版第1刷発行

定価 700 円

編 著 全国銀行協会連合会
事 務 部

発行者 下 平 進

発行所 (株)経済法令研究会

〒162 東京都新宿区市谷本村町35番地

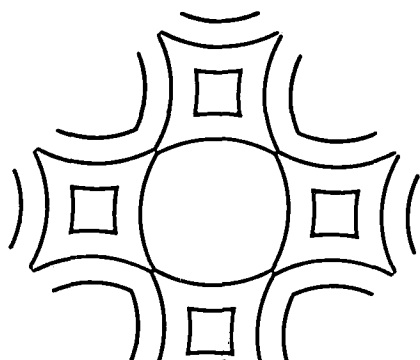
電話 03 (267) 4811 振替東京 0-36665

©全銀協事務部, 1983年

印刷 (株)あづま堂
ISBN 4-7663-1025-2

国債窓販の税務

全国銀行協会連合会
事 務 部 編 著



経済法令研究会

は し が き

国債が発行されるようになってから18年になる。国の財政を補う国債発行は財政法第4条に基づくもので、その発行額も年々増加の一途を辿っている。一方、昭和57年の銀行法等の改正により、長い間懸案となっていた銀行等金融機関による国債等公共債の窓口販売も昭和58年4月から開始されることになった。現に、58年4月の国債発行も国債引受シンジケート団との間で取決めが成立し、4月9日から各金融機関の窓口でも取扱いが始まっている。

金融機関窓口での証券販売は、今までに経験のない業務であるところから、その対応をよく考えておかなければならない。利子課税に関する取扱いもその一つである。

本書は、このたび全銀協でとりまとめた金融機関の国債等公共債の窓口販売に係る利子課税の取扱手続について、基本的なものをとり上げ事務の流れにそって解説を加えたものである。大方のご活用をいただければ幸いである。

昭和58年5月

全国銀行協会連合会
事 務 部

I 国債等公共債の利子課税制度

I-1 公共債の種類	8
I-2 利子課税のしくみ	11
I-3 支払利子額および所得税額の計算方法	15
I-4 無記名公社債に係る金融団体の申合せ	18

II 総合課税

II-1 総合課税のしくみ	22
II-2 告知書の様式と記載方法	26
III-3 住所・氏名の確認方法	29
II-4 支払調書の作成・提出方法	31
II-5 支払調書の様式と記載方法	33
II-6 支払調書に虚偽の記載があった場合の取扱い	35
II-7 登録債の取扱い	37

III 源泉分離課税

III-1 源泉分離課税のしくみ	40
III-2 選択申告書の様式と記載方法	43
III-3 総合課税（または源泉分離課税）への変更	46
III-4 登録債の取扱い	48

IV 少額公債非課税制度

IV-1	少額公債非課税制度のしくみ	50
IV-2	本制度の利用者および対象公債	52
IV-3	保管の委託・登録	53
IV-4	特別非課税貯蓄申告書の提出	55
IV-5	特別非課税貯蓄申告書の様式と記載方法	57
IV-6	住所・氏名の確認	59
IV-7	特別非課税貯蓄申込書の提出	64
IV-8	特別非課税貯蓄申込書の様式	66
IV-9	特別非課税貯蓄申込書を受理したときの取扱い	67
IV-10	店舗限度額、住所・氏名の変更等	69
IV-11	特別非課税貯蓄相続申込書の提出	72
IV-12	申告書の税務署への送付	74
IV-13	申告書等の整理・保存	76
IV-14	住所・氏名の異動状況の把握	78
IV-15	郵便物が返戻された場合の取扱い	80
IV-16	登録債の取扱い	83

V 少額貯蓄非課税制度

V-1	少額貯蓄非課税制度のしくみ	86
V-2	利用者と対象有価証券	88
V-3	対象有価証券の保管の委託・登録	90

V-4	非課税貯蓄申告書の取扱い	92
V-5	非課税貯蓄申込書の取扱い	95
V-6	非課税貯蓄異動申告書等の取扱い	96
V-7	非課税貯蓄申告書等の整理・保存	97
V-8	登録債の取扱い	99

様式一 1	包括告知書・包括選択申告書	28
一 2	利子等の支払調書	34
一 3	源泉分離課税選択申込書取消届	47
一 4	特別非課税貯蓄申告書	58
一 5	特別非課税貯蓄申込書	66
一 6	特別非課税貯蓄限度額変更・異動・廃止・死亡申告書	71
一 7	特別非課税貯蓄相続申込書	73
一 8	特別非課税貯蓄申告書等送付書・受領書	75

凡 例

所 法→所得税法
 所 令→所得税法施行令
 所 則→所得税法施行規則
 租特法→租税特別措置法
 租特令→租税特別措置法施行令
 租特則→租税特別措置法施行規則
 証取法→証券取引法
 証取令→証券取引法施行令
 証取則→証券取引法施行規則
 納貯法→納税貯蓄組合法

I 国債等公共債の 利子課税制度

I-1 公共債の種類

有価証券の種類

有価証券には、発行する主体、発行する方法などにより多くの種類があるのは周知のとおりである。株式、公社債、投資信託受益証券というように各種の種類があるわけである。

これらを長期あるいは短期というように期間で分類する場合、利付債、割引債というように発行の形態で分類する場合、新発債、既発債というように募集時か発行後かで分類する場合、公募債、縁故債というように公募か非公募かで分類する場合などで、それぞれの呼称を変えて呼ばれている。

ところで、証券取引法上における有価証券の種類は、その第2条で次のように規定されている。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券
- ④ 担保付または無担保の社債券
- ⑤ 特別の法律により設立された法人の発行する
出資証券
- ⑥ 株券または新株引受権を表示する証書

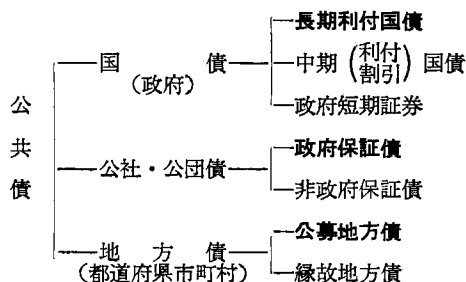
- ⑦ 証券投資信託または貸付信託の受益証券
- ⑧ 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ⑨ その他政令で定める証券または証書

これらの証券については、従来から銀行は元利金支払の事務や払込金の受入の事務、あるいは資金運用、資金調達的手段としての業務などを通じて証券業務に関与してきている。

公共債の種類

このたびの、銀行等金融機関のいわゆる公共債の窓販業務は、銀行法等の改正によりその業務を大蔵大臣の認可を受けて行なうものであるが、この場合でも取り扱う有価証券は国債証券、地方債証券、政府保証債証券とされていて、いわゆる公共債に限られているわけである。

それでは公共債にはどんな種類があるか、次の図を参照されたい。



公共債といっても上図のとおり数種類があるわけ

であるが、金融機関の窓口販売の対象となるのは、「国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券について」（証取法65条の2、証取令17条の2、証取則5条）と規定されており、具体的内容は認可申請にあたって提出する業務内容方法書などの書類により定められる。そのひな型によると、取扱対象となる有価証券の種類は、上図のゴシック体の証券となる。なお、昭和58年10月からその対象範囲が拡大され、中期国債についても取り扱うことができることとなっている。

国債には、現在発行されているものでは償還期限でみて2～5年の中期債、10年の長期債があり、さらに年2回の利子が支払われる利札（クーポン）付の利付債と、利札のついていない割引債とがある。割引債の利子は、額面金額から発行金額を差し引いた差額がそれにあたる。

また発行方式には、金融機関・証券会社などで引受シンジケート団を結成して債券発行を引き受ける「シ団引受方式」、あるいは希望条件で入札し落札していく公募入札方式がある。これらの方式で発行されるものが公募債であるが、このほかに特定の関係者や縁故者のみはその引受を行なって発行される非公募の方式もある。このようにして発行された債券を縁故債、あるいは私募債といっている。

I-2 利子課税のしくみ

利子所得

利子所得に対する課税については、所得税法に定めがある。所得税法23条によると、「利子所得とは、公社債および預貯金の利子ならびに合同運用信託および公社債投資信託の収益の分配に係る所得をいう」（第1項）。また「利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする」（第2項）、となっている。公共債の利子は、この利子所得に該当する。この所得税法による利子課税は基本となるものであるが、このほかにも、関係する法令には租税特別措置法、法人に関しては法人税法などがあり、貯蓄の種類、利子所得の受取人などにより適用が定められている。

総合課税

所得税法による利子所得に対する課税は、各種の所得を合算した課税方法、いわゆる総合課税を原則としている。総合課税では、利子の支払を受ける場合は、その利子に対して所定の税率による源泉徴収により税額が差し引かれて渡される。この利子は、それぞれ年中の収入額を合計した金額のほかに他の

所得があればその金額も合算したうえ、確定申告によって税額が確定し、精算される。

非 課 税

このような総合課税に対して、所得税法には、その所得に所得税を課さないものの規定もある。いわゆる非課税の利子所得である。

- ① 郵便貯金の利子（所法9条）
- ② こども銀行の預貯金等の利子（所法9条）
- ③ 公共法人等の受け取る利子（いわゆる非課税法人）（所法11条）
- ④ 納税準備預貯金、納税貯蓄組合預貯金（租税法5条，納貯法8条）
- ⑤ 少額貯蓄非課税制度の適用を受ける預貯金等の利子（所法10条）
- ⑥ 少額公債非課税制度の適用を受ける国債等の利子（租特法4条）
- ⑦ 勤労者財産形成貯蓄非課税制度の適用を受ける預貯金等の利子（租特法4条の2）

これら非課税となる利子所得のなかには、所定の手続をしなければ非課税とならないもの、いわば当然非課税となるもの等その内容に差異がある。いわゆる㊟制度、㊞制度が前者であり、郵便貯金等が後者である。

少額貯蓄非課税制度（㊟制度）は、所得税法にもとづいて、その制度の適用を受ける旨の申告書を提出するなど所定の手続を行わなければ非課税扱いを受けられない。すなわち、所定の手続を行なうこ

とにより最高限度額 300 万円までの、非課税扱いを受けることができる。少額公債非課税制度(特制度)は㊦制度の場合と同じように、所定の手続を要するわけであるが、その対象が公共債の利子に限定されている。この場合も最高限度額が 300 万円までであり、㊦制度の場合の 300 万円とは別枠で非課税とされる。また、この制度は租税特別措置法の規定となっており、時限立法である。従来は公社債券等の有価証券は証券会社の営業所で売買されてきたのであるが、これが公共債に限定されてはいるけれども、このたび金融機関の窓口でも販売されることとなった。それぞれの具体的な手続は後述の各章を参照されたい。

これら非課税制度は、個人を中心とした制度であるが、法人についても非課税の取扱いがある。これらの法人はいずれもその根拠法にもとづいて設立されたもので、国の施策あるいは公共性の高い法人等が該当している。このほか、納税目的に預金等をしているものの利子についても非課税の扱いとなっている。

源泉分離課税

一方、所得税法の原則に対して、租税特別措置法には、源泉分離選択課税の制度がある。すなわち、この制度の適用を受けようとする旨の申告書をその利子所得の支払の取扱者を經由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、他の所得と区分して、所定の税率を適用した所得税が課される。この場合に

は源泉徴収された税額により、利子所得に対する課税関係は終了する。前述のとおりこの場合にも所定の手続を必要とするが、しかしその手続により課税関係が終了するという特長がある。

〔公共債の利子課税制度〕

- 個人—非課税……少額貯蓄非課税制度（マル優）、
少額公債非課税制度（マル特）
- 個人—課税……総合課税（20%）、源泉分離課税（35%）
- 法人—一般法人……総合課税（20%）
- 法人—公共法人等……非課税
- 法人—金融機関……源泉徴収不適用（登録債）

（注）（ ）内百分率は、源泉徴収税率

I-3 支払利子額および所得税額の計算方法

保有形態

顧客が公共債を購入した場合に、その債券保有をどのような形で行なうか、その方法は次のとおりである。

- ① 購入した債券の現物（本券）を顧客自身の手で直接保有する方法である。この場合には、債券現物の保管、元利金の期日管理、利子の受取りなどの事務を顧客自身が行なわなければならない。
- ② 購入した債券を金融機関に保管の委託をする、すなわち保護預りをする方法である。この場合には、①のような管理の負担が顧客自身の手からはなれ、金融機関でその管理を行なうことになる。
- ③ 購入した債券を登録機関に登録する、いわゆる登録債で保有する方法である。この場合には②の方法と同様であるが、登録機関で債券管理を行なう。

このうち、①の場合には、債券現物（本券）そのものを顧客が管理するわけであるから、債券譲渡等